

東京保護観察所立川支部における薬物事犯者処遇の取組状況と 刑の一部の執行猶予制度について

東京保護観察所立川支部

統括保護観察官 山田 保

1 薬物事犯対象者に対する専門的処遇プログラムの実施

ア 受講対象

仮釈放者（期間6月以上に限る）

保護観察付刑の一部猶予者

保護観察付全部猶予者

イ 内容

保護観察官によるワークブックを用いた学習指導と簡易薬物検出検査の実施

認知行動療法をベースとした学習指導では、薬物依存を正しく理解し、薬物使用の切っ掛けとなる「引き金」に近づかないための行動、考えなどを学び、最終的に再発防止計画を策定する

当初の5回は2週間ごと、その後は1月ごとに実施

従前個別形式で実施してきたが、今年度から集団形式での実施も始めた

法務省が認めた専門援助（多摩総でのプログラム受講など）に繋がると本プログラム受講免除

ウ 任意の簡易薬物検出検査

薬物事犯者であっても6月未満の仮釈放者は、専門的処遇プログラム受講を義務づけられないため、対象者の同意により簡易薬物検出検査のみ実施可能

2 多摩総合精神保健福祉センターとの連携

薬物依存ある保護観察対象者について、多摩総が実施する薬物・アルコール等依存症再発予防プログラム（タマープ）又は個別の相談支援を継続的に受けられるよう働き掛け、薬物依存からの回復に向けた効果的な地域支援が受けられるようにする

3 薬物事犯者の引受人・家族講習会

薬物事犯者の引受人、家族に対して、薬物依存症や依存ある者への関わり方について正しい理解と対処を学ぶこと、多摩総やダルクなどの家族会に繋げること、などを目的とした講習会であり、年に1回立川支部で実施している

外部講師として多摩総相談員、八王子ダルクスタッフ、相模原ダルク家族会スタッフの協力を得ている

4 刑の一部の執行猶予制度

別添参考資料参照